

平成26年度南富良野こざくら園事業計画

第1 基本方針

障害者総合支援法が施行され1年が経過し、平成26年度からは「障害程度区分」から「障害支援区分」へ改正されまた、ケアホームとグループホームが一元化する等、地域における居住支援の機能強化が図られます。その中で、当施設は地域密着型施設として地域の社会と連携し、ご利用者に信頼される適正な福祉サービスの提供に努めます。

新事業体系移行3年目においては、創作活動・生産活動の更なる充実を図り、地域社会との交流や必要な情報の提供を適正かつ効果的に行います。また、障がい者への虐待が多く発覚している事実を真摯に受け止め、ご利用者の意思及び人権の尊重について今一度考えると共に、関係機関等と連携し、常にご利用者やご家族の立場に立ったサービスの提供に努めます。

1 権利擁護の遵守と利用者主体の支援

ご利用者への虐待行為について、南富良野大乘会虐待防止対応規程に基づき権利擁護を遵守し、ご利用者への適切な支援を行います。

2 個別支援計画の作成と実践

ご利用者及びご家族等の意向を踏まえた個別支援計画を作成し、その計画に基づいた丁寧な支援を実施し、個別支援の充実を図り豊かな生活を提供します。

3 高齢化及び重度化に伴う健康管理

ご利用者一人一人の健康管理及び身体の異変を察知し、迅速かつ的確な対応を行います。

4 施設内外のリスク管理の徹底

自然災害等の発生において、ご利用者の身の安全を確保すると共に、地域との連携体制の充実を図り、安心と安全な生活環境の確保に努めます。

5 日中活動の充実と活動工賃の向上

生産活動・創作活動の充実を図るとともに工賃向上に努めます。

6 職員間の連携強化及び支援技術の向上と充実

人材の育成と確保を図るとともに職員間の連携を強化し、風通しの良い職場環境作りに努めます。また、質の高い専門的なサービスを提供できるよう、研修等を通じて職員の専門知識を高めるとともに資格取得を奨励します。

7 コスト削減による経営の効率化

サービスの質の低下に繋がらない範囲で、光熱水費等のコスト削減を図るよう努めます。

第2 組織とご利用者の状況

1 組織の概要

ご利用者に質の高いサービスを提供するとともに、効率的な施設運営を図るため、次の組織体制とします。

(1) 総務課

総務課は、総務関係及び関連部門を置き、施設運営の庶務、会計、建物管理、防災管理等を行い、ご利用者へ間接的なサービスを提供します。

また、管理栄養士は、栄養ケアマネジメントを作成し、ご利用者の特性を把握するとともに個々に適応した食事提供に努め、栄養面や調理業務の管理及び指導等を行います。

(2) 生活支援課

生活支援課は、生活支援部門、健康支援部門、日中活動支援部門を置き、ご利用者のニーズに応じたサービスを提供できる体制を整え、個別支援計画に基づいた支援を行います。

(3) 職員配置状況（平成26年4月1日現在）

平成26年度は新規採用職員2名を含む29名を、次のとおり配置します。

区 分	管理者	総務課	サービス 管理責任者	支援課	臨時	短時間	計
男 性	1	1	1	9	1	2	15
女 性		1		8	1	4	14
計	1	2	1	17	2	6	29

(4) 組織図・・・別表1

2 会議、委員会の体制

(1) 会議

ご利用者支援のサービス向上を図るため、次の会議を開催します。

- ・経営会議（理事長・管理職員）
- ・運営会議（管理職員）
- ・調整会議（係長以上役職員）
- ・リーダー会議（主任以上役職員・各部署チーフ）
- ・職員会議（全職員）
- ・支援員会議（支援課全職員・看護師・栄養士）
- ・棟会議（各棟担当支援員）
- ・ケース会議（担当支援員）
- ・生産活動会議（担当職員）
- ・創作活動会議（担当職員）
- ・評価会議（担当支援員）
- ・食事サービス会議（総務課・支援課・委託業者）
- ・地域支援会議（担当支援員）

(2) 委員会

適切な施設運営と生活の質の向上を図るため、次の委員会を設置します。

- ・利用者生活委員会 (ご利用者代表者)
- ・入所・退所委員会 (支援課担当者・看護師)
- ・防災対策委員会 (総務課・支援課担当者)
- ・危機管理・虐待防止委員会 (役職員・支援課担当者)
- ・環境衛生委員会 (新規) (支援課担当者・看護師)
- ・生活向上委員会 (新規) (支援課担当者・栄養士)
- ・虐待防止対策委員会 (新規) (施設代表職員)

(3) 研修事業

職員の専門性と質の向上を図るため、次の研修会を実施します。

- ・新任者研修 (毎月)
- ・施設学習会 (隔月)
- ・内部研修会 (随時)
- ・関係機関・団体・その他の研修 (随時)
- ・研究調査・ケース研究 (随時)
- ・人事考課者育成研修 (随時)

3 ご利用者の状況 (平成26年4月1日現在)

(1) 各棟の男女別状況

区 分	東 棟	西 棟	計
男 性	24		24
女 性		15	15
計	24	15	39

(2) 年齢別

区 分	～20 未満	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70 以上	最高 年齢	最低 年齢	平均 年齢
男 性		3	3	12	3	1	2	74	23	44.6
女 性		4	3	4	0	2	2	73	23	42.5
計		7	6	16	3	3	4			43.5

(3) 障がい別

区 分	てん かん	自閉 傾向	統 合 失調症	身 体 障がい	ダウ ン症	視 覚 障がい	聴 覚 障がい	言 語 障がい	心臓 疾患
男 性	11	16	1	2		1		5	
女 性	4	2	3	1	2		2	2	2
計	15	18	4	3	2	1	2	7	2

(4) 障がい程度区分 (平均障がい程度区分 5. 15)

区 分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
男 性				1	4	8	1 1	2 4
女 性					4	5	6	1 5
計				1	8	1 3	1 7	3 9

3. 事業と運営方針

課 名	係 名	事業名	事 業 の 概 要
総務課	総務係	施設運営	・今年度より改正された障害支援区分に基づき、介護給付費及び各種加算の請求事務を適正に行うとともに、より健全で安定的な施設運営をします。 ・ご利用者へ提供するサービスの質の低下に繋がらない範囲で、高熱水費等のコスト削減を図り、効率的な施設運営を行います。
		新会計基準の導入	・事業経営の透明性の確保に努めると共に、会計システムを統合します。同一法人内における障がい者施設、高齢者施設の会計ルールの共通化と効率化を図ります。
		施設整備の充実	・重度高齢化に適応した安全で安心な生活環境を提供する為に、必要に応じて施設内改修及び整備を実施します。
		職員の健康管理	・定期健康診断及び生活習慣病予防検診の実施、また配偶者の特定健康診断の推進に努めます。 ・産業医及び衛生管理責任者と連携を図り、健康の維持及び促進に努めます。
		交通安全の遵守	・セーフティーラリーの参加やデイライト運動を実施し、交通事故・交通違反防止に努めます。
		食事サービスの向上	・生活向上委員会においてご利用者の意見を反映した食事環境の見直しや改善を図ります。 ・調理業務委託業者との連携を図り、適切且つ質の良い食事提供します。 ・調理業務委託業者に対して衛生管理や感染症等について適切な対応が図られているかを適宜点検します。 ・食堂及び厨房の安全管理と備品等の保管を適切に行います。

総務課	総務係	栄養管理体制の強化	・ご利用者の咀嚼状況や食事状況の調査を定期的を実施すると共に、栄養ケア計画を作成し、ご利用者個々の状態に適した食事の提供に努めます。 ・嗜好や食に対する要望等についてアンケート調査を実施し、食生活の質の向上を図ります。
		防災体制の整備	・防災対策委員会を開催し、ご利用者、職員に対して自然災害等の発生時における防災意識の高揚に努めます。また、定期的に防災設備等の自己点検を実施します。 ・施設及び自立訓練棟の火災・地震・風水害を想定した避難訓練を計画的に実施します。 ・備蓄用食品や緊急時の備品を定期的に点検し、適正な管理を行います。 ・地域との連携を図り、緊急災害時の生活環境の確保に努めます。
		広報活動	・広報誌「こざくら号」を年3回発刊し、情報を発信します。 ・ホームページを適宜更新し、情報を発信します。
		資質向上と人材育成	・人材育成と職員の確保、職員の処遇改善を図る事で、風通しの良い職場づくりに努めます。 ・研修等を通じ職員の専門知識の向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。
		個人情報の保護	・個人情報保護規程に基づき、個人情報の取り扱いについて適正な管理に努めます。
		書類等の保存・管理	・文書保存規程に基づき、書類の適切な整理・保管に努めます。
支援課	生活支援係	個別支援計画の充実	・本人及びご家族等の思いや要望等を反映した個別支援計画を作成する為に、適宜アセスメントを実施し、個別支援の充実に努めます。 ・定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて計画内容を見直し、個々のニーズに沿ったサービスの提供に努めます。
		サービス等利用計画の作成	・障害福祉サービスを利用する方々の日常生活を総合的に支援するサービス等利用計画の作成を行います。

支援課	生活支援係	権利擁護の遵守 (虐待防止)	・障がい者虐待防止法を遵守し、ご利用者の安全・安心且つ快適な日常生活の確保に努めます。 ・虐待が発生した際は南富良野大乘会虐待防止対応規程に沿って適宜に対応します。 ・虐待防止のために危機管理・虐待防止委員会を適宜に開催するとともに外部研修会への参加や復命研修等を行い防止に努めます。
		環境美化	・環境衛生委員会を開催し、園舎内外の環境美化に努め、衛生面に配慮した清潔な環境作りに努めます。 ・居室や生活空間において快適に生活出来る環境作りに努めます。
		施設行事	・ご利用者個々の健康状態や年齢等に配慮し、全員が楽しく参加出来る行事等を企画し実施します。
		地域移行の推進	・地域生活(グループホーム)を目指したご利用者個々のスキルの向上に努めます。
		日常生活支援	・ご利用者の要望を聞き取り、快適な日常生活を送る為に必要な支援を行います。
		高齢者への支援	・年齢や障がい特性等を考慮した活動・支援を提供し、生きがいを見出す事で、日常生活における意欲の増進を図ります。
		自己選択の尊重	・ご利用者の意向等を受け止め、自己選択が出来るサービスの提供に努めます。
		余暇活動の充実	・生活向上委員会を開催し、ご利用者全員が目的と楽しみを持って参加出来る余暇活動を企画・調整します。 ・クラブ活動の中で、ご利用者個々の希望に沿った活動を提供します。 ・地域のイベント情報を提供し、社会参加に繋がる活動を推進します。
		家族との連携強化	・ご家族との報告・連絡・相談を密にし、情報の共有化を図ります。 ・年3回の一時帰省を実施し、ご家族との交流を推進します。 ・電話での連絡や定期的なお便りを発送し、生活状況や健康状況等を報告します。 ・必要に応じて家庭訪問等を実施し、情報交換を行います。

支援課	生活支援係	自治会活動の充実	・利用者自治会「虹の会」を組織します。役員会を定期的に開催し、ご利用者の意見や要望を施設生活に反映します。 ・各種行事、研修会等に参加し、生活の質や自立心の向上を促進します。 ・虹の会の事業内容を見直し、行事や日常生活においてご利用者主体の取り組みをします。
		家族の会との連携	・家族の会総会、研修会等の開催と各種事業において参加協力をします。
		成年後見制度の推進	・制度の概要を説明し、利用推進に努めます。
		障がい者週間事業	・「障がい者週間」にあわせて12月に記念事業を実施し、地域住民等に対して啓蒙活動を行います。 ・本年は町社協と協賛の基実施します。
	健康支援係	健康管理	・定期健康診断と各種検診を実施し、ご利用者の健康管理に留意します。 ・定期的に血圧測定等を実施し、ご利用者の身体における異変に対して迅速且つ的確な対応をします。 ・嘱託医や協力医療機関と連携し、健康保持と疾病の早期発見に努めます。
		高齢者への健康促進	・タイ式マッサージ等、高齢者が無理なく行える身体ケアを実施し、健康維持を促進します。
		嚥下障害への取り組み	・ご利用者個々の咀嚼状況を定期的に確認し、適切な支援に努めます。 ・誤嚥予防対策に関する研修やアセスメントを実施し、職員の知識向上と適切な食事の提供に努めます。
		感染症対策予防	・ノロウイルス、インフルエンザウイルス対策等として、感染予防と衛生管理の強化をマニュアルに準じて行います。 ・環境衛生委員会を開催し、職員とご利用者間での感染症に関する情報の共有化と対応策の周知徹底を図ります。
	日中活動支援係	日中活動支援の推進	・ご利用者個々の意向を尊重した上で、障がい特性及び年齢等に応じた日中活動を個別に提供します。 ・情緒の安定を図ると共に、活動に取り組む中で生きがいを見出せる様に支援します。

支援課	日中活動 支援係	生産活動支援	・生産活動支援は2科体制で次の重点項目において活動します。 【重点項目】 ・工賃配分規程に基づき工賃を支給します。また、工賃の向上を図り、活動意欲の促進に繋がります。 ・安全・衛生管理に配慮し、効率良く取り組みます。 ・個々の状態に合った活動と余暇的なメニュー等を取り入れ働く喜びと意欲の向上に繋がります。 ・健康維持及び体力増進を図ります。 「あおぞら班」 ・災害備蓄品の製造作業等を行います。 ・安全管理、衛生管理、適切な品質管理の徹底を図ります。 ・印刷事業においてお客様のニーズに沿った作業を行います。 「むぎわら班」 ・農産物の栽培において、管理、収穫、販売を行います。 ・生産活動を通じて、健康維持及び体力増進を図ります。 ・生産活動会議を適宜開催し、生産状況や販売状況の把握に努めます。
		創作活動支援	・創作活動支援は1科体制で次の重点項目において活動します。 【重点項目】 ・安全・衛生管理に配慮し、効率良く取り組みます。 ・個々の能力に合った活動と余暇的なメニュー等を取り入れ創作意欲の向上を図ります。 ・健康維持及び体力増進に繋がります。 「なごみ班」 ・絵画や手芸等を通し、楽しみながら自由な発想で表現できる活動を提供します。 ・展示会等に出品し、創作意欲の向上と活動の充実を図ります。 ・健康維持を目的に軽運動等を取り入れ体力の増進を図ります。 ・ご利用者の障がい特性や年齢に配慮し、個々の能力に応じた活動内容について、創作活動会議で検討します。

支援課	地域移行係	職場実習者の対応	・職場実習者のニーズに応じた個別支援計画を策定し、自立意識の高揚に努めます。 ・職場実習先の定期巡回を実施し、円滑な関係性を築き、情報の共有に努めます。 ・地域の情報を収集し、新規の職場実習先の確保に努めます。 ・実習者の健康、安全面には十分に配慮します。
		自立訓練	・地域生活に必要なスキルの向上を図り、地域生活への移行を目的に取り組みます。 ・自立訓練棟「リーフ」を活用し、男性利用者4名を対象に訓練を行います。
		他事業所との連携	・からまつ園及びなんぷ〜香房と連携し、情報の共有を図ります。
	行事計画		別紙1
	福祉サービス事業	日中一時支援事業	・日帰りで施設利用の必要があるご利用者に対して支援を行います。
		短期入所事業	・家庭の事情等で短期に施設利用の必要性があるご利用者で、障がい程度区分が1以上であり、障害特性上、施設利用の必要性があるご利用者に対して支援を行います。

〔別紙１〕 平成２６年度南富良野こざくら園年間主要行事予定計画書（案）

月	日	施設行事	地域参加行事	保健衛生
４月	１日	辞令交付式・新年度体制		
	２日	法人オリエンテーション		
	10日			婦人科検診
	12日			歯科検診（緑陽台歯科診療所）
	17・24日	春季町外ショッピング		
	22日	施設間交流会		
	30日			定期健康診断
５月	3～6日	春季一時帰省		
	13・20日	春季町外ショッピング		
	15日	花見会		
	17日	家族の会研修会・役員会		
	28日	防火・消防訓練		
６月	未定	一泊旅行①	幾寅小学校運動会交流	
	10日	交通安全教室		
	未定		北・北海道施設協ソフトボール大会	
７月	5日	第34回 『南富良野大乘会スポレク交流会』 こざくら園『家族の会』総会		
	未定	一泊旅行②	北・北海道パークゴルフ大会	
	27日		かなやま湖水まつり本祭(売店)	
８月	13～17日	夏季一時帰省		
	14日	未帰省者外出		
	21日	花火大会		
	27・28日	一泊旅行③		
	下旬		町福祉スポーツ大会	
９月	6日	『大乘会ふれあいフェスタ』		
	未定			胃がん健診
	24・25日	一泊旅行④		
	13日	野外バイキング		
	17日		南富良野神社祭典	
	未定		北・北海道施設協スポーツ交流会	
10月	2・14日 16・28日	余暇外出		
	未定		北・北海道施設協卓球大会	
	8・9日 22・23日	一泊旅行⑤⑥		
	未定	町内青空市(作業状況により開催)		
	未定			定期健康診断
11月	4・6日 18・20日	秋季町外ショッピング		
	上旬			インフルエンザ予防接種 ノロウイルス対策強化月間
12月	3～9日	『障害者週間』普及・啓蒙活動行事		
	18日	クリスマス会		
	30～1月4日	冬季一時帰省		
1月	1日	新年交流会		
	2日	未帰省者外出		
2月	3日	節分		
	17日	法人研究発表会		
3月	3日	ひな祭り		
	年間	避難訓練(年2回以上)		
	毎月	利用者生活委員会		体重・血圧測定
		各委員会開催		
	随時	利用者の希望行事	その他利用者の希望行事	

※開催日程に変更が生じる事があります。

(H26. 4. 1)

